

議 案 名	富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
制 定 趣 旨	地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年年齢の引上げ等に関し必要な事項を定めるため、富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正等するものです。
主 な 制 定 内 容	<p>第 1 条 関 係</p> <p>富士見市職員の定年等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 定年年齢の引上げ（第 3 条） 職員の定年を年齢 60 年から年齢 65 年に改めるもの</p> <p>(2) 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条から第 11 条まで） 管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の 4 月 1 日までの期間（異動期間）に管理監督職以外の職に異動させることとされたこと（いわゆる「役職定年制」）に伴い、「管理監督職の範囲」を「管理職手当を支給される職員の職」とし、「管理監督職勤務上限年齢」を「60 歳」とする等の規定を定めるもの</p> <p>(3) 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条、第 13 条） 60 歳以後に退職した職員を、短時間勤務の職で再任用することができることとするもの</p> <p>(4) 定年の段階的引き上げの経過措置（附則第 3 項） 職員の定年年齢を段階的に引き上げるもの</p> <p>(5) 情報提供及び意思確認（附則第 4 項） 役職定年制、定年前再任用短時間勤務制度、60 歳以降の給与等について、職員が 60 歳に達する年度の前年度に情報提供し、また、職員の 60 歳以後の勤務の意思を確認するもの</p> <p>第 2 条 関 係</p> <p>富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 昇給抑制・停止（第 4 条第 8 項） 職員の定年年齢の引上げに伴い、55 歳を超える職員の昇給について見直しを行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 55 歳を超える全職員 標準成績で 2 号給 ・ 60 歳を超える全職員 標準成績で 0 号給 <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額（第 4 条第 12 項） 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、給料表に規定する当該職員の職務の級に応じた額に、当該職員の勤務時間と正規職員の勤務時間の割合を乗じて得た額とするもの</p>

(3) 60歳以降の給料の7割措置（附則第8項、第9項）
60歳到達後の職員の給料月額について、国家公務員の取扱いに準じて、60歳到達後最初の4月1日に適用される給料月額の7割水準とするもの

(4) 管理監督職から降任等した職員の調整額（附則第10項から第13項まで）

管理監督職であった職員が、降任等された場合、降任等による給料月額の減額に加え、前述の7割措置により、2重に給与が引き下げられることとなるため、当分の間、降任等の前の給料月額の7割水準を維持するため、調整額を支給するもの

第3条関係

富士見市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

(1) 懲戒処分における減給の効果について、減ずる額の基礎とする給料の月額の時点を明確化するもの（第3条）

(2) 減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1を超えた場合には、現に受ける給料月額の10分の1を減ずることとするもの（第3条）

第4条関係

富士見市職員の分限に関する条例の一部改正

給料の7割措置に関する規定を設けるとともに、7割措置の適用を受ける職員には、給料月額が異動する旨の通知を行うこととするもの（附則第2項、第3項）

第5条関係

富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

給料の7割措置等に関し、富士見市一般職の職員の給与に関する条例に準じて同内容の改正を行うもの（附則第3項から第6項まで）

第6条関係

富士見市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正
定年前再任用短時間勤務職員等に関する文言整理を行うもの

第7条関係

富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

	<p>育児休業をすることができない職員に、定年条例第9条の適用を受ける職員を加えるもの（第2条）</p> <p>第8条関係 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 定年前再任用短時間勤務職員等に関する文言整理を行うもの</p> <p>第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 派遣することができない職員に、定年条例第9条の適用を受ける職員を加えるもの（第2条）</p> <p>第10条 富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 地方公務員法の一部改正に伴う、条ずれに対応するもの</p> <p>第11条 富士見市職員の再任用に関する条例の廃止 再任用制度の廃止に伴い、条例を廃止するもの</p>
<p>施行日等</p>	<p>施行日 令和5年4月1日（※附則第11条は公布の日）</p> <p>経過措置等</p> <p>(1) 暫定再任用に関する経過措置（附則第3条から第6条まで） 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、定年到達後も65歳まで再任用することができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを規定するもの</p> <p>(2) 暫定再任用職員の給料に関する規定（附則第13条から第19条まで） 暫定再任用職員の給料月額を、本条例による改正後の富士見市一般職の職員の給与に関する条例に規定する「定年前再任用短時間勤務職員」として適用される給料月額とする等を定めるもの</p> <p>(3) その他、暫定再任用職員に関する各条例の適用に関する規定等を定めるもの</p>

富士見市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 新旧対照表

第1条関係 富士見市職員の定年等に関する条例の一部改正

新	旧
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定</u>に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきことと</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきことと</p>

なる場合において、次に掲げる事由がある_____と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きある_____と認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項

なる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に_____に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該_____職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。_____

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により_____公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による_____欠員を容易に補充することができないとき_____。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由_____が引き続き存すると認めるときは、_____1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日_____の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項

の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、富士見市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第7号)第17条の3第1項又は富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第18号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係

の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は_____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（新設）

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員
の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の
運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の
事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支
障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延
長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項
各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の
末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日があ
る職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日まで
の期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長する
ことができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占
める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることが
できない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除
き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似す
る複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない
年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督
職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員につ
いて、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準
的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると
認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員
を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職
員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充するこ
とができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占め
る管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内

で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（新設）

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（新設）

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（新設）

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される

（新設）

職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(新設)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(新設)

附 則

附 則

1・2 (略)

1・2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設)

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(新設)

第2条関係 富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(給料表)</p> <p>第3条 1～4 (略)</p> <p>5 前項の級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるもの(次条第12項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の職務で規則で定めるものを含む。)は、それぞれ給料表の職務の級に分類されるものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 1～3 (略)</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則で定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 職員の昇給は、規則で定める日(以下<u>この項及び第8項において「昇給日」という。</u>)に、当該昇給日の属する年度の前年度における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳)に達した日以後最初に到来する昇給日以後に在職する職員<u>_____</u>に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。<u>ただし、60歳(規則で定める職員にあつては、61歳)に達した日以後最初に到来する昇給日以後に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 1～4 (略)</p> <p>5 前項の級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるもの(次条第12項に規定する<u>再任用職員_____</u>の職務で規則で定めるものを含む。)は、それぞれ給料表の職務の級に分類されるものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 1～3 (略)</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則の定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 職員の昇給は、規則で定める日(以下<u>_____</u>「昇給日」という。)に、当該昇給日の属する年度の前年度における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳)に達した日以後最初に到来する昇給日以後に在職する職員(<u>規則で定める職務の級に属する職員を除く。</u>)に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</p>

9～11 (略)

12 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(削除)

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) (略)

9～11 (略)

12 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) (略)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第4号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～チ （略）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員_____及び富士見市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第4号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～チ （略）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単

位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額
3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき第14条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額
3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき第14条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 （略）

（期末手当）

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 （略）

（期末手当）

第16条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の10

第16条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の10

5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(管理職手当)

第17条の3 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものにある職員(以下「管理職員」という。)に対し、その職務の特殊性に基づき管理職手当を支給する。

2 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第11項まで(第5項を除く。)及び第7条の3から第9条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～7 (略)

8 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)と

5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員_____及び任期付短時間勤務職員 当該再任用職員_____及び任期付短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(管理職手当)

第17条の3 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する者_____ (以下「管理職員」という。)に対し、その職務の特殊性に基づき管理職手当を支給する。

2 (略)

(再任用職員_____についての適用除外)

第17条の5 第7条の3から第9条まで_____の規定は、再任用職員_____には適用しない。

附 則

1～7 (略)

(新設)

する。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(新設)

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 富士見市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 富士見市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた

(新設)

職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月

(新設)

額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項

の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 (新設)

1 3 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 (新設)

1 4 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (新設)

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	(略)								
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第3条関係 富士見市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第10号)第2条第4項、第5項若しくは第6項、第3条又は第4条に規定する報酬の基本額に限る。))の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、_____給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第10号)第2条第4項、第5項若しくは第6項、第3条又は第4条に規定する報酬の基本額に限る。))の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。_____</p>

第4条関係 富士見市職員の分限に関する条例の一部改正

新	旧
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p>2 当分の間、富士見市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第7号)附則第8項及び富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第18号)附則第3項の規定による措置については、<u>法第27条第2項に規定する降給とみなす。</u></p> <p>3 <u>前項の措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

第5条関係 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 水道企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第15条において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項 _____ に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の用具で管理者が定めるもの（以下この号及び次号において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員)についての適用除外)</p> <p>第16条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____ の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 水道企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第15条において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の用具で管理者が定めるもの（以下 _____ 「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(再任用職員 _____)についての適用除外)</p> <p>第16条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p>

(職員の給料に関する特例措置)

- | | |
|--|------|
| <u>3 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後、管理者が定める額とする。</u> | (新設) |
| <u>4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（次項において単に「他の職への降任等」という。）をされた職員であって、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定める額を給料として支給する。</u> | (新設) |
| <u>5 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> | (新設) |
| <u>6 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> | (新設) |

第6条関係 富士見市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(現場業務手当)</p> <p>第11条 現場業務手当は、建設部等に勤務する職員で前条第1項の規定に該当する職員以外の職員が、市規則で定める業務にかかわる現場業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の額)</p> <p>第14条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、当該規定に定める額に、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(現場業務手当)</p> <p>第11条 現場業務手当は、建設部等に勤務する職員で第11条の規定に該当する職員以外の職員が、市規則で定める業務にかかわる現場業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(再任用短時間勤務職員に支給する手当の額)</p> <p>第14条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、当該規定に定める額に、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

第7条関係 富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 富士見市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(3) <u>富士見市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 富士見市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))を除く。)とする。</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)とする。</p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)第8条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年条例第2号)第8条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

第8条関係 富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める____職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間以内で規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>____及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間以内で規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>____及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(<u>再任用短時間勤務職員</u>____及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(<u>再任用短時間勤務職員</u>____及び任期付短</p>

時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)

第19条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が別に定める基準に従い、任命権者が定める。

時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員_____及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)

第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員_____及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が別に定める基準に従い、任命権者が定める。

第9条関係 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 富士見市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第4条第1項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>富士見市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 富士見市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第19号)第4条第1項の規定により<u>引き続いて</u>勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第10条関係 富士見市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>